

地域間格差・地方分権調査特別委員会会議記録

地域間格差・地方分権調査特別委員会委員長 嵯峨 耆朗

1 日時

平成 21 年 8 月 5 日（水曜日）

午前 10 時 5 分開会、午前 11 時 53 分散会（うち休憩午前 11 時 50 分～午前 11 時 51 分）

2 場所

第 4 委員会室

3 出席委員

嵯峨耆朗委員長、高橋昌造副委員長、工藤大輔委員、千葉康一郎委員、菅原一敏委員、郷右近浩委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、飯澤匡委員、高橋博之委員、久保孝喜委員、及川あつし委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

晴山担当書記、千葉担当書記

6 説明のため出席した者

加藤地域振興部長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 地方分権、地域活性化に関する最近の動向

(2) その他

ア 次回の委員会運営等について

イ その他

9 議事の内容

○嵯峨耆朗委員長 おはようございます。遅くなって済みませんでした。ただいまから地域間格差・地方分権調査特別委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、「地方分権、地域活性化に関する最近の動向」について、最近の国の動向を踏まえながら、調査を行いたいと思います。

調査の進め方についてであります。執行部から概要の説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めたいと思います。

○加藤地域振興部長 地域振興部長の加藤でございます。きょうは説明にお招きいただきましてありがとうございます。一応お手元にお配りしておりますが、地方分権、地域活性化に関する最近の動向について、こういうふうなテーマで資料をお配りさせていただいております。

○嵯峨壱朗委員長 部長の略歴をちょっと紹介させていただきます。簡単に説明させていただきます。その後をお願いしたいと思います。

氏名、加藤主悦、昭和44年生まれ、今39歳ということであります。本籍地は栃木県、現在は盛岡、東京大学法学部、平成4年3月卒業、以下、岡山県の地域振興部とか大分県とか、地方自治体の方にも出向されているいろんな経験をされております。そして、総務省自治行政局市町村課理事官を経て、本年4月から当県の地域振興部長という形で進めていただきます。

それでは、改めまして、よろしくをお願いしたいと思います。

○加藤地域振興部長 座らせていただきます。お手元にレジメをお配りさせていただいております。最近の動向についてということでございますが、資料は最近の動向というか、その資料をまとめた一連の資料で、かいつまんでまとめたものでございます。資料自体はもしかしたらごらんになられているものかもしれません。最近の動向についてとじていますが、最近の動向を含めながら、なかなかちょっと紙に起こしにくい、ストレートに題名にはしていませんが、今後の見通し的なことも含め、お話しさせていただければと思っております。では、しばらくおつき合いいただければと思います。

まず、1枚目をめくっていただきたいと思っております。地方分権の推進について、まず、分権のほうからですが、分権推進の意義、その効果等についてまとめてございます。いろいろ書いてございますが、ある意味では当たり前のことが書いてあるのかもしれませんが。要は地域独自のニーズにこたえる、そういうまちづくり、地域づくりができるような地域の個性、地域の自然に応じた社会の実現に向けて対応できるようになっていくと、それが分権事項かなということを経つか載せてございます。

2枚目でございますが、ここ十数年来、分権がずっと続いているわけですが、特に最近のフェーズの中でのこの分権のスケジュール、基本的なものでございます。今現在は地方分権改革推進委員会という審議機関が政府に設けられまして、そこの場を中心に検討が進んでいるということでございます。これが3年前に法律ができて、2年前、平成19年4月から実際に審議をスタートしているということでございます。昨年の5月の1次勧告、年末の2次勧告とありまして、今現在に至っているということでございます。第3次勧告、当初はもう既に出ているという話だったのですけれど、諸般の情勢にかんがみて先に送っているというのが今の第3次勧告までの状況であります。この後が実際の勧告の前後を踏まえて政府において分権の推進の計画をつくる。それを踏まえて分権一括法国会提出、これが来年の通常国会ということになろうかと思っております。一応時限立法で3年間ということになっていますので、このままいけば来年3月いっぱいでは委員会はないということ、期限ま

で。それまでに勧告を受けて、期限が切れる前に一括の法案、いろいろの提出、こういう見込みになっています。

一時期、たしか2年前ほど、前知事の増田さんが総務大臣だったころに、こういう一括法なりもっと前倒しでやろうかということになって、秋の臨時国会に出すみたいなことを言ったのですけれど、ちょっと今のペースだとそれはもう無理だと思いますので、実際は来年の通常国会に向けて、こうなっていくだろうと思います。結構前の分権改革のときには、この期間5年だったのです。さらに1年延長して6年かけました。ところが、今回はもっと改革のスピードを上げようということで、半分に圧縮して3年でやるということになっております。こういうスケジュールになっているのですけれど、実際の調整はちょっとおくれぎみになっていると思いますので、本当にこのとおりいくのかどうかというところは、ちょっと定かではないところがあります。見方によっては、前は6年かけて最終的には分権一括法を直したりとか、そういう改革、機関委任事務を廃止したりとかやったのですけれども、今回は一たんそのベースをくんで3年でできるだろうという意見もあったと思うのですが、前はまだまだ第1次の分権改革で、その中でどこに手をつけるのかということ、手をつけられやすいというか、何か成果を上げられそうなものということでやりやすかった面もあると思うのですが、今回一回そういうところをさらっていますので、やっぱり難しい問題が残っているとも言えるのですね。それを3年でやるということになってますので、当初からのスケジュールは、非常にタイトなのではないかという意見もありましたが、実際よくやってくる、いろんな政治情勢に向けてというような面もあって難しいところもあったとは思いますが、ちょっとなかなかおしりがきつくなるという状況でございます。

中身ですが、まず分権推進委員会は今まで2回勧告を出しています。1回目の勧告は昨年5月末に出したものでございまして、ここに書いてあるように、ちょっと細かいですが、その内容でございます。まず、第1章で国と地方の役割分担の基本的な考え方、ここはある意味当然なことを書いてあるかもしれません。それをより分権の観点から説明しておるような形にしております。よく報道等では言われたのですが、初めて政府系の文書の中で地方政府というふうな言葉を使った。それまではあくまでも地方公共団体、地方自治体というふうなことだったので、政府というとそれはもう中央にある国の政府だけということだったので、地方公共団体なり、それは執行機関、議決機関、議会も含めてそれも一つの政府だと、主権者なり、議事機関なり、そういう中で責任を持って執行するという意味で地方も政府なのだということで、いろいろ意見があったと聞いていますが、初めて地方政府という形で位置付けを明確にしたと、進めたというところができたとと思います。

あと、国と地方の役割についても経過措置がここにいろいろ書かれているわけですが、そういうところもしております。

第2章で、重点行政分野の抜本的見直しということで、くらしづくり、まちづくりというふうなことです。特に分権の中でこういうふうな分野についてはいろんなリアクション、それから具体的に提言している幼保一元化、教育のあり方、福祉、医療、それと土地利用、さ

らに道路、河川の国と地方の役割分担、これにつきまして提言がされております。

第3章で基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大ということでかなり権限移譲、基礎自治体それに市町村ですね、こちらのほうに移譲するというふうな体制を打ち出されて、全部で359の都道府県の事務を市町村に移譲するということになって、ここに書いてございますように、まちづくり関係、福祉関係、産業安全分野。よくここで言われたのは、359の、そのなかなか地方、基礎自治体の、俗に言う行革とかなかなか苦しい、あるいは移譲すると言っても受け皿としてどうなのだという議論がありまして、都道府県が市町村へ移譲ということを書いているのですが、実際は359のうち全体の市町村に移すというのは実は28しかない。あと残りは市とそれ以外の例えば特例市とか中核市というものは残ることになりますので、全国町村会とかそちらのほうから権限移譲、どさっと方向性を出した、まだこれからなのですけれども、答申、勧告で方向性を出したと言っているのですけれども、市と町村を区別しすぎなのではないか、何か町村のほうは、無理だろうというところでちょっと町村を差別しているのではないかというふうな意見というか、そういう感も出たわけでございます。

あと、補助対象財産の処分の弾力化、これはいろいろ合併等、統合とかして使わない資産が出てきていますので、これは実際には県と国も市町村のベースですので、いろいろ効果が出てくるのではないかと思います。

先ほど第2章で、重点分野の抜本的行政分野の見直しということで言った部分の主なものというのをまとめたのがこのページでございます。

細部にわたりますので、個別の言及は控えたいと思いますが、いろんな分野、これが全部というわけではないのですが、それをあくまでも抜粋して主なものということで書いてございますが、いろんな提示がなされております。話題となった道路、河川、直轄負担の要件の見直し、絞って県に引き取ってもらうとか、河川についても県内に関係する一級河川について都道府県に移管しよう。ただ、これは財源とか人の問題とかあるんですね。実際に受け取る側の都道府県とよく調整しましょうという話になっていますので、ちょっと全貌が見えないようなことでございますが、そういう主な提言をされているということになってございます。これ見ていただきますと、結構この中で分権委員会という諮問機関なので、全文が全部、その諮問機関では書き切れないところがあるんですね。見ますとですね、結構いろいろくっついている。平成20年度中に結論とか多いですね。平成20年中というのがありますが、平成21年度という、そういうものもありますが、見ていただきますといろいろ書いてございますけれども、平成20年度中の結論となっています。果たして結論出たかというところ、マスコミ等に余りフォローされていない、問題視はされていないのですけれども、実は平成20年中に結論となっても、明確に、それではどうするこうするとか、どうすればこうしますとかというふうなところがいけないところがあります。まだここはあくまでも委員会の勧告ベースですので、これを政府としてどうしていくのか、実際に法整備をどうしていくのかという部分、そこに落とし込みというのが必要だと思いますが、まだちょっ

とそこまでは至っていないように思うことはあります。

次の、第2次勧告は今年の年末、12月ですけれども、今勧告の概要、これは主に義務づけ、枠づけの見直し、あと次のページになりますけれども出先機関の見直しにつきましてというような作業で、義務づけ、枠づけの見直しは、基本的に自治住民に対する義務づけ、枠づけですね。この自治住民は本来的には地方公共団体の責任においてやってもらうという整理をしたはずなのですが、結局昔の機関委任事務のように何でもかんでも国の機関、公共、知事も含めているんなやり方を規制すると、そういうことはできなくなったわけなのですが、まだ結構国の法令に基づいて義務づけとか枠づけというのはかなり残っている。それが実際の地方における行政サービス提供の弾力性というのか、自主性をそいで、地域の実情に応じたサービス展開ができないということがありますので、ここの点に手を入れたということがあって、また後ろにつけてございますが、細かいメルクマールを設定いたしまして、それに基づくかどうかを判断していく。メルクマールに基づくものについては、これは落とさざるを得ないということにしてありますが、それ以外のものについて廃止あるいは廃止に至らないにしても、一応手続、判断基準等を書く。ただ、それを条例に委任できる、条例において補正、上書きですね、国としては法令ではこう書いてあるのですが、条例でうちの地域での実情に応じてこうしていいとか、書けるようにするとか、これは税の一部だということもありますけれども、そういう形での見直しが必要というルールを打ち出しているということでございます。これについて全体、国の法令、地方に関係するもの、その中で情報開示は、せいぜい1万たしか57だったと思いますが、それについてメルクマールに当たるか当たらないかということを検討いたしまして、そうした情報、大体半分強該当、半分弱該当しない。該当しないということは、要は直したという部分が、勧告実施になるわけですが、打ち出しております。

今後の進め方でございますが、今第3次勧告でさらにやっているのですが、これはもうメルクマールに該当する、該当しないとか、その方向性だけは明らかにして、該当しないものについて実際にどうしていくとか、それを最終的にはつくっていかなくてはいけないという膨大な作業がある。ただ、分権委員会だけではそれはできないので、今言っていることは、特に問題だというふうにこの三つ、施設、交付、設置管理基準、よく言われているのは保育所の基準とか事細かく書いてあるということをよく取り上げられていますが、そういうこと、それとか協議、同意、認可、許可とか、個別にそういうものを地方団体が行う場合、何か行おうとしたときそういうものがついて回る、これはちょっと問題だと。そういうことは計画、法律があってそれに基づいて何たら計画をつくれ、それについては何かこういうものを書けとか、その際にこういう手続を踏んでとか、そういうことが結構いろいろ書いてある。そこは問題だということで、これも全部やれない。特にこういった問題のものについて類型化して、第3次勧告で、特にこういうものについてはこういうふうに直せとかということを出そうと今現在、協議とか検討をしている。こういうことでございます。

国の出先機関の見直しでございますが、国の事務を系統ごとに分類しまして、そもそもそ

の事務は市町村がやるか、国の地方省庁直轄でやればいいのか、そういうのをやった上で出先機関を見直すと、そういう大きな方向性を出しています。今それに伴って特に人材とか財源の問題でございますが、それについてもこれは方向性ですけど、きちっと仕組みをつくっていかなくてはいけませんということを言っている。よく全部見直しだというふうに言っています。ここには余り個別の機関名書いていないです。総合的な出先機関への統廃合、交通事情における出先機関の統廃合、あとは県単位の機関の統廃合。よく話題になったのは総合的な出先機関ということでは地方振興局、うちの県の地方振興局とはまたレベルが違いますけれども、これを置くことになると、そこに国交省の地方整備局とか農政局とかを集める。そういうことも将来どうなるかという議論も交わされた。あと、出先からのガバナンスということで、地元の団体との協議会の設置等、なかなか出先だけでやると公共事業の適切度を導入したらどうなるかということもありますし、提言にはそのことを掲げております。出先機関については、なかなかそうは言っても結局委員会だけの考え方で出しているところもあり、当然各種のヒアリングをしているのですけれども、具体的にそれをどうしていくかというふうないろいろな問題になってくることを、なかなか委員会だけでは仕切り切れないということで、改革に向けて政府でもっともんでくださいと、検討してくださいということで、改革の工程表づくりを政府に要請するという構想なのです。これはことしの3月にできたのですが、単にここで言っていた委員会が想定した工程表というのはもっと地道に、こういうことを手順踏んでやっていくとか、こういう法制上の措置を具体的に講じるというふうなことが出てくるという前提で考えたら、やっぱり政府だって各省の力が強く働いてくる、学者との調整もというようなことで、3月に出たものを見ると、まだざっくりしている。ざっくりとした内容、それをつけてくるのを忘れ忘れて恐縮ですが、ざっくりとした内容になっているということでございますので、この出先機関の問題についてはいろいろ各省も自分のところの組織の一大事でありますので、それとさらに出しますので、来年に向けて非常にこの分についてはこのとおりにいくのかどうか、細かいいろいろな全体についても国も先に出たのですが、地方もいま一つ反応が芳しくなかった。全国知事会等も果たしてこれでいいのかどうか、大きな日本の出先機関ができてマンモス出先機関というのできるのではないかと、そういう指摘や意見もありましたので、実際にこの提言が生かされていくのかどうかというのは非常に見通しにくい、むしろかなり山あり谷ありなのではないかなというところがございます。

次は、先ほど言った義務づけ、枠づけの場合のメルクマール、非常に細かい。ここに書いています。なかなかメルクマール、ここまでのいろいろ言っていくと何のかかわりかちょっと、非常にわかりにくい部分があります。各省庁さらにやって私もいろいろこの辺のところは見てこれまでやっていましたが、すごくそのときにもわかりにくいなと思って、こちらに来て久しぶりに今回同じ機会があって見てみたのですけれども、そもそも非常にわかりにくかったですね、あるいは実際に適用するに当たってはですね、解釈の違い出てくるような、いろいろあったりしまして、本当にメルクマール大丈夫かなというようなところが正直あ

ります。

それが今政府で進んでいる分権の進め方ということです。それらが今後どうなっていくかということがございます。この月末に選挙があるわけですが、どうなっていくか。いろいろ分権の話もされて盛り上がり、各県知事の中で元気のいい方がいろいろ政権公約、マニフェストに盛り込んでくれ、そうではないとみたいなことでいろいろ言って盛り上がってきました。この分権について全国知事会の中でマニフェストの政権公約を評価しようというふうなことで、先月の知事会の中で議論されて、最終的に調整した上で確定したものというのは従来の評価、基準ということを行っているみたいです。全部で減点項目等も含めて9項目ございます。分権国家、明確な提示、こういうようなことになるでしょうが、ほかに分権勧告に沿った義務づけ、枠づけの廃止、権限移譲の推進。それぞれ会計基準の話ですが、あと税財源の移譲の話、補助金等交付税の話、それと最近確定した直轄事業負担金。特に知事会なりいろんなところでこれについて発言している大阪の橋下知事が特に強調しているのが、このⅢの国と地方の協議するそういう場の法制化、こういうものをつくりなさい。要は国が地方に何か関係する施策を打つ際、あるいはその法整備をつくる場合に、国と地方が協議する場を設けましょう、それを法制化してくださいという話です。その中でさらに、単に話し合っ、聞き置いたというふうなことで制度設計ということではなく、と言いますのは、地方の同意権、地方ときちっと協議する、制度的に単に聞き置いたという形ではなく、地方ときちっと合意なり行動等によって、言い方によっては拒否権と言っていますけれども、そういうものを審議の場で入れろという話が今出てきております。そういったことは知事会の評価基準ということになります。

この分権の話について今こういうふうなことになっている。大体今こういうのが出て、各政党が公約、マニフェストをつくっておりますが、その中でやはりいろいろ世間的に注目されている。かなりそういったものが実現に向けて、これは政治レベルですけれども、進みつつあるなというふうに思っているわけでございます。この辺のところはちゃんとしっかりやりますということになっている。分権委員会は一定の成果は上げているみたいなことになっていますし、直轄負担金につきましても維持管理費は廃止するというふうに、もう来年に向けて足並みをそろえている。ただ、直轄負担金自体全廃するというふうに見ている民主党さんとかいるかと思えますけれども、場合によってはそこまで見ていかなければいけない。今のところはそのようになっております。

あと、財源の話、今まで余り触れていなかったのですが、分権委員会でも財源の話先送りになっていきますね。第3次勧告以降になって、実は財源が多分一番難しいですね。確かに役割分担が決まらなと財源の話もできないというところがあるので、順送りに財源の話が後になってきた。財源の話はこれからということになります。ただ、この選挙の際いろいろ争点になるというふうなことで、知事会とかはこういうふうな形を打ち出して、特に注目を置いているのは国、地方の税源配分、5対5の実現、今は大体国、地方、仕事は4対6なので、財源は6対4となって逆転している。それをせめて5対5にというこ

とも言われている。その中で5対5にするための手段として、やっぱり地方間の税源の格差の少ない、ある程度普遍的に税源として存在している地方消費税、これを重視しなくてはならないということで、地方消費税を充実してください、5対5にするには消費税の中で地方消費税上げてください、バランスのウェートを高めてくださいということ。それに伴って交付税等の配分を決めていくということ。これについては、基本的には大きな方向性はともかくとして、ではどうしていったらいいかと非常に難しい問題がありますね。税源配分5対5と、例えば今の税制構造、国民負担の中で5対5というのはもともになる。国の財源から地方に移すというふうなことにもなりますが、非常に国、日本の財政運営のツケの面があるのですけれど、借金も残高多い、本当に大丈夫なのかというふうな御意見も非常に強くありまして、国の中で財務省においても必要ということで、単純に今の国民負担ベースでこれを実現することは非常に容易ではない。結局何かのやはり税制の抜本改革、その際に国と地方の負担比を見直すとか、消費税の中の国と地方比を改めるというふうなことでやるしか実際上やりようがないのですが、その抜本改革、時期というのは正直見通せないというところがございます。自民党は、与党は今の景気動向を踏まえて、景気がある程度見えてきた段階で2011年に法制上の措置を講ずるということで抜本改革、消費税上げ得るということになりますけれども、それをやるというふうなことを言っています。そのときにこのように考えるのかもしれませんが、ただ、民主党のほうは、消費税については方針として今後4年間上げないというふうなことを打ち出していますので、そもそもこの地方重視ということはあるのですけれども、この5対5を実現する機会が到来するかどうかというところがあるかと思うのですけれども、という部分はある意味非常に与党と野党、それぞれちょっと方向性が異なると、多分分権的なことを言えば2011年に5対5とかいうふうなことを考えることになるのですが、それ以前にこの税制の抜本改革ないし国民負担の問題というのをいつの時点で議論するのか、いつの時点で負担をお願いするということになっていくのかというところが見通せないということがありますので、ちょっとここはどうなのかということはありません。

あと、協議機関の法制化については、最初なかなかできる場合はこういうことがございます。分権委員会もまだそこは書いていないのですが、非常に知事会は重視するということを使ったのです。ピッチが上がると言っていましたね。与党とかが法制化ということでマニフェストに書くということになりました。民主党も最初の打ち出した1次案ではなかったわけなのですが、こういうことも考えるということでお示ししているようになっております。非常にこの法制化の問題前進したのかなと、実現に向けて浮上してきたのかなという感じがいたします。これは去年でございます。私もまだ国にいましたが、その中で、正直総務省の中でもこんなのできるわけではないぞというふうなトーンが非常に強かったところがございます。ある意味例えば、そもそも国のその立法府、立法権が国会にある。地方団体は同意権とか拒否権、そこまで与えるのか。仮に例えば、ほかには政府提案はいいけれど、議員立法は、どうするのだとか、そういうふうなことも非常にあります。しかも、あるいは

個別の部分についても三権分立で、行政権というのは本来内閣が決めると憲法上書いてある。それについて地方に個別にやるとか、そういうのを義務づけるのか、義務づけるというか、それをシステムティックに求めるという作業かと、これは憲法上問題だという意見とかもありましたけれども、当然さらに各省庁も、こんなこと認められたらまとまるものもまとまらないから非現実的だというようなことがあって、実際問題としてちょっと役人レベルではほとんどこれはもう無理だろうと。分権委員会の中でも主張する先生とかもおられたのですけれど、なかなかそれを言われても国の機関、政府の中で受けとめないのではないかとということが今まで形上、勧告にもなっていないというところだったのですけれども、なかなか知事会も不退転で強い主張が功を奏したのか、こういうことがめきめきと上昇しています。多分国の政府とかあるいは総務省も実際これ制度化しようと言ったのです。非常におもしろいことになるので、すごく難しい部分で、総務省で今、表面上はこういうことは進んで、いいですよということを言っていると思うのですが、内実は結構、本当にどうやって制度化するかというのは頭を抱えているというのが実態だろうと思います。

こうしたことが分権の中身でして、あとちょっと個別の話を申しますと、先ほどの義務づけ、枠づけ、これ非常に膨大なのですね。やる、やるというようなことになっているのですが、これについては分権委員会として方向性を出したのですが、必ずしも各省庁の同意をとれてません。これが実は今の分権委員会と前の分権委員会の違いで、前の分権委員会は事前に各省庁ですり合わせをして、各省庁が、これはわかりました、やりますと言ったものを勧告へ出していた。当時の総理から実現できるものを出せというふうに言われたので、そういうふうにやられておったのですが、今の分権委員会はそんなことをやったら切りがなないと、とりあえず考え方、こちらの考え方として出すのだと、それに向けてあと政府はどう取り扱うかみたいな形でやっているのです。結局ヒアリングとか各省の意見を求めるのですが、委員会としての考え方で仕切っています。だから勧告が出て、その後実際に詰めていかななくてはいけない。その中では、本当に個別のこういう条項まで分け入って、ではこれをどうするああするとかというのを分けなくてはいけないのですが、その作業は表面的にしかまだできていない。各省が、ではなくそう、というふうなことできているのですか、これはどうします、ということがほとんどやられていない状況なので、こういったことが果たしてあと数カ月の間にできるのか。実際法律を来年の国会に出すとなると、この年末ぐらいまでそういうのは決めて、膨大な法令改正作業やらなくてはいけないので、本当にあと四、五カ月のうちにできるのかどうかというのは、非常に現実的には難しい面があるかと思っていまして、ちょっと懸念されます。

あと、出先機関のほうは先ほど申しましたが、これも非常に個別の義務づけとか、枠づけの見直し以上に各省庁のハードルが高いということなので、本当にできるのかどうか、これこそ政治主導で決めないとなかなか難しい問題です。実際本当に出先機関をなくしたい、統廃合ということになると、地方の側もその分を受けなくてはいけない、仕事は残ったりするということの中で切り分けたりしますと、地方の側もこの仕事あるいはそういうものは引き受け

てなくてはいけない部分もありますので、この部分は地方として各部門でやるということになっています。

あと、財源の問題については先ほど申しあげましたように、全体の負担の議論というよう
なことがありますので、これはどうするかちょっと難しいです。ちょっと長くなりました。
この後飛ばしますので。次に、分権の一環ではあるのですが、合併の話と基礎自治体の体制
のあり方につきましてお話し申し上げたいと思います。この資料は、市町村合併の進展状況
ということで、ここ10年以來、平成のいわゆる大合併、平成の合併ムードという中でどう
なったかという資料でございます。3,232が大体1,750ぐらいまで、今のところの見込みで、
来年3月いっぱいまでに減る、こういうことで、約6割弱、岩手県も59から35にといい
ことで、大体岩手県も平均並みぐらいに市町村合併が進むなというふうに思います。下にあり
ますように進捗状況は地域ごとにばらつきがある。進んだとはいえ、これも国の見方な
のですが、人口1万人未満の市町村もまだ465以上存在している。着実に進んだとも言える
のですが、まだ残っている、くすぶっているゾーンもあるのです。その辺の部分につ
きまして着実な支援があるんじゃないかと思っている。今合併のための特例法的な
こと、昔の旧合併特例法というのは4年前でありまして、現行合併特例法にな
って5年間ということ以来、来年3月いっぱいまでということを進めている。現
行合併特例法は前の合併特例法とちょっと財政的な措置、合併特例債がなくな
りましたので、えらい縮んでいる、公共機関とかも縮んでいるということ
ですが、あと都道府県の役割ということですね。都道府県が構想を決
めて、それに基づいて都道府県が市町村の間を取り持って進めてくださいとい
うこと。ただ、先ほど前のページにもあったのですが、これ結構実は、やっ
つただけ、いま一つだめだという正直な評価。前のページで、この資料の
ところに旧法下前に進んだ、減少団体数で進んだとかというのは微妙な
のですが、前の法律では1,410の市町村数まで絞られたということ
であります。現行法から見ると69ということ、実際引き続き合併運動
というふうなことでやったのですが、余り効果は出なかった。逆に言う
とやるところはもう既に旧法下で進んでしまったのかなというところ
があるわけですね。ずっとやってきて、もう10年以上になってお
るのです。平成10年の末ぐらいから開始して強化していき
ましたけれども、10年もたったということ、10年間合併、合併
みたいなことを言い続けて果たしてどうなのだという議論があ
って、そろそろいいかげんにというふうな、どうもそれもあ
ったということが昨今の状況かと思っています。

これは総務省の研究会の中で、合併の評価・検証・分析というものでな
ったということ、合併の一つの要因とか、また次のページですけれども、合併
市町村も多くなりましたから、それと合併した結果、非常に多い弊害とい
うか、問題点も出てきているのか、こういうふうなことを分析したとい
うことです。これも総務省の研究会なのですね。そこからは結局何か
総務省がやってきたことを、片棒を担いでいるのではないかみたいな指
摘もいろいろいたされた研究会です。でも、それなりに体制整備も進
んだとか、人口減少、高齢者社会への備えが進んだとか、効率的な行政
運営に対応できるようになった、財政基盤も強化されたとい

うことを言っています。ただ、結構これにはよかったか悪かったかということで、みんなよかっただけではなくて、わからない、どちらかとも言えないという回答も多いのですが、サービスについてはむしろ悪くなったというのも結構上回っているというふうなことを、ある意味率直に見ているところもあるのですが、そういうようなものも出しています。ただ、ちゃんと問題点についてはいろいろサービス水準も低下している種類などもしゃべればいろいろあるのですが、それについてはやりようですか、市町村によってはうまくやっているところもあるので、この辺のところをうまく使ってやれば、合併で求めるものは享受しつつ、問題点が少なくできるのではないかと、こういうことを提言しております。

それを受けて、先ほどの評価・検証・分析から踏まえて地方制度調査会で議論していただきまして、地方制度調査会でことしの6月に答申がまとまりました。これはその中のパーツなのですけれども、合併を含めた基礎自治体のあり方についてというところに、今後の合併のあり方についての打ち出しであります。この辺のところは先ほどの研究会の報告書と同じなのですが、この評価基準、基本的にはそれを踏襲しているのですが、これからの基礎自治体のあり方というふうなこと、合併についてはもう来年で期限が来るということで、ここで一区切りしましょう。今までみたいな形でがんがん、がんがん、合併、合併というふうな形みたいに国からいくというのは、もう一たんここで終わりにしましょうというふうな手を打ちました。平成22年4月以降は自主的に合併する市町村に対してその支援措置を講じる。まだ当然残ってしまったというところもありますので、いろんな経緯があつてですね、そういうふうなところが、機運ができ上がって盛り上がってきて合併するということになったときには、そういう選択に対しては必要な手は差し伸べましょうと、みんなやれやれとか、やったほうがいいよというような形で、うるさく言うことはやめましょう。ただ、やろうとするときには手を差し伸べましょうという方向に切りかえるべきだと考えているのですね。合併だけではなくて、今までは行財政基盤の強化と言うと合併一辺倒ですね。合併が一番いい、合併やりませんかということでやってきたのですが、今後は合併だけではなくて共同処理方式、広域連携、一部事務組合とか、機関の共同設置とかそういうものをもっとうまく使っていきましょう。それから、場合によっては、これは非常に難しいのですが、都道府県による補完ということが考えられるかもしれない。そういうふうな形でいろんな選択肢を、メニューを設けましょう。そのメニューの中で、その中で合併というのも一つあるわけなのですが、市町村が選択して行財政基盤の強化を図る、サービスもしっかり提供できるような形にして、あくまでもそこは市町村の選択です。それに対して必要に応じて国なり県なり手を差し伸べましょう、こういうふうな形に改めて、今までの合併単線型から複線型、いろんな仕組みを選べるようにしていく。メニュー方式にするというふうな方向性は示されたということでございます。

先ほども言ったのですけれども、合併については今後も自主的にみずからの判断でやることについては支援が必要だということで、今の合併特例法を改めるのですけれども、やっぱり特例法は何らかいるでしょうということでもあります。どんどん、どんどん後押しとすると

いうことはともかくして、実際合併してできたところの、そういう合併後その後押しのための措置として、合併のハードルを除去すると、障害を除去するための措置ということで大きく二分していたのですけれども、その中で障害を除去するために合併のためのハードルを低くしてやるための措置、平たく言えばですね。そういうふうなものはやっぱりいるでしょうということで今後も特例法案に基づくという制度。あと、機関の共同設置とか、もっとこれ内部組織や行政機関等にも広げてやりやすいようにしていきましょう。ちょっと資料から抜けていますが、広域連携ですね。一部事務組合とか、事務委託とか、もっと市町村が使いやすい仕組み、そういうことを提言しています。

③は小規模市町村に対する支援ということで、いろんなことをやってもなかなか難しい、あるいは広域連携とか言っても合併の相手もないし、あるいは広域連携と言っても広域連携で引き取ってくれる、受けとめてくれるところが周りにない。そういうところがある。そういう小規模市町村がそこまで残されてしまうと果たして行政サービス大丈夫なのかというところ。そういう最終的な漏れてくる、その小規模市町村の単位が音を上げそうになったときにどうするかというその仕組みということ、考えなくてはいけないという問題があった。これについては結局そういうことも考えられる。今後引き続き多角的検討ということにとどまりました。義務づけられた事務の一部を都道府県がかわって処理することも考えられる。ただ、それについては多角的に検討することが必要だというふうな程度にとどまっています。これは数年前もいろいろな合併に絡めていろいろ議論もあったのですけれども、小さいのが残っているところについてはもう事務を吸い上げてしまって、もう本当に窓口だけの自治体にするとか、そういうふうにちょっとセンセーショナルに取り上げられた。どうするかということは宿題が残っているということで議論したのですけれども、やっぱりなかなか前の意識を払拭し切れなくて、前に比べて基本的に申し出て音を上げたというか、ちょっとタオルを投げたといいますか、そういうところの市町村のそういう申し出によって入れる仕組みということは打ち出したのですけれども、それで議論してもらったのですけれども、やっぱりそれでも小規模自治体をつくるのかみたいな議論が非常に強くて、それ以上にちょっと進まなかったというようなことで、これはもう多角的に検討することが必要というふうにとどまっています。ということで、この③の部分は多分法制化されません。ここで検討だったものですから、実際に来年に向けて、この地方制度調査会の答申を受けて総務省が法律をつくるということになると思いますけれども、一番下の都道府県による補完という部分については法制化されないという方向になると思います。

①のほう、合併についてはこういうふうに目標出ましたので、合併についていろんな意見があったと、合併の部分やり過ぎだとか、自主的と言いながら結局やはり強制しているのではないとか、そういう意見がありましたけれど、今後は方針が変わって、そういう選択をしたいところ、したところについて手を差し伸べるというふうなことになります、そういう方向になりつつありますので、これについては余り反対する勢力というか、そういう意見はないのかと、恐らくこれはタイミングの問題はあるかと思うのですけれども、次の合併の申し

い法律もできていくことになろうかと思えます。

下のほうは、②のほうの数字の話ですから、この部分というのは本来いろいろ各政党等の動きもあろうかと思えますけれども、できていくことになるのではないかと思えます。合併については、総務省の中でもここに至るまでいろんな意見がありました。でも、やっぱり今までやってきて残っている、ばらつきがある、これではやっぱりいけないので、このばらつきをなくすためにまた引き続きやるべきだという意見、それと、ただもう10年もたって地方のほうもいいかげんにしてくれという意見、もう辟易しているという意見もあります。そろそろ区切りをつけるかという意見、結局後者がまさったという、対外的にも意見について後者という方向性になりつつあるかと思えますけれども、そういう中でいろんなせめぎ合いの中でいろんな議論、そこを聞きながらということになると思えます。いろいろ、私もその一端をやっていたのですけれども、この議論する中で合併については今の与党、自民党とか公明党さんの御意見は大体これに近いのかなということになっています。ただ、民主党は非常にまだ、数が足りない、そういう方針です。市町村数については300で、当面700から800ですかね、ということを書いていました。だんだん、だんだんこういう方向になってきたのですけれども、その政治情勢次第でそれがどうなっていくのかなということをちょっと懸念する意見がありました。実際にいろいろ推進してきたりした側から見ても、300というのは正直今のやり方なりから見ると、あるいは今のやり方の延長線上では、このようなやり方は延長線では無理だ。700、800でも実現性は正直言って乏しいではないかというようなのがあって、本当に700、800にやるとすると、それを本当に数を目指すということになった場合には、もう今のやり方では無理で、それこそ国が区割りをして、ではこれについて合併してください、それに基づいて国が勧告するとか、何年以内にやるとか、それで合併しなかったら本当に兵糧攻めみたいな形で財源を絞っていくとか、そういうことでもやらない限りは無理だろうというのが総務省内での可能性を切った議論であります。果たしてそんなこと実際できるのかというようなことありましたけれども、役人でしたらどだいそれはもう無理だろう、あるいは地方自治の抹殺みたいになってしまうので到底できないというようなことがあったので、果たしてそれがどうなっていくのかということはあったのですが、いろいろ民主党のほうも首長とか知事とかの意見を聞いて、このところ結局数字はなくなったのですね。基礎自治体の基本の部分については強化していきますという表現がマニフェストの中にもあります。数字がなくなって、今の現実的な路線になったのかもしれないのですが、消えたということがございまして、それから見るとこの合併についてはある程度コンセンサスが得られてきて、少なくともここ10年ぐらいのスパンで一番上の形で合併についてやりたいと言っているところについて手を差し伸べましょうという方向で固まりつつあるのかな。そういうふうな、本当に合併というのは今後どこへいくのだろうということで、そういう波乱要素というか、そういう部分もちょっとなくなって、ある程度のコンセンサスを得たというふうになっております。

これが合併と基礎自治体の話で、次に道州制の関係です。道州制については数年前から政

府の中にいろいろ議員の話もあって、地方制度調査会が今それが答申を出しまして、その後、左の下のほうですが、道州制のための道州制ビジョン懇談会というのが道州制担当大臣のもとにつくられて今議論をしています。盛り上がってはいるのですが、道州制の話というのはマスコミではほとんど取り上げられないですね。すごく盛り上がった要素が今後どうなっていくかというのはちょっと見えなところがあります。制度の中とか、やっちはいるのですけれども、各省も本気になっていない。総務省内でも本当にどうなのかな、できるのかなみたいなトーンがあります。政党の側としては、自民党は非常に組織をつくっていろいろやっています。調査会をつくって、今それが総裁直属の道州制推進本部みたいなのを掲げてということで、ここ数年来つくり上げました。今取りまとめというか、道州制推進本部の中でもう既に前の前進から見ると3回中間報告として出して、実態として結構忙しいようです。実質上結構、中身にかかわらずいろいろ資料も出したり、協議してまとめて3回も中間報告やって、結構中身は中身なので詰まっていなくて、本当にどうなっていくのかなと思うときがあります。結構道州制の議論というのは、議論していると非常に、最終的にはどうなるかわからないですが、信奉派みたいに見えるところもあって、好きな人は非常に好きでいろいろ議論するのですけれども、ただ本当に道州制が進むのかと思っている人たちは、会議のときは見ているのですけれども、余り議論に参加しない。積極的に反対を唱えるわけではない。本当にできるのかなということ、お手並み拝見みたいな形。結局表では、その積極派の人が議論してきて、その議論が紙の上では報告とか取りまとめみたいな形で文書になって出てくるので、すごく進んでいるように見えて、非常に私も国にいたときから地方の人から、道州制どうなっていくのですか、いつごろに実現するのですかみたいなことを聞かれることが多かったのですけれども、日が高くてすぐどうのこうのという世界ではないのではないですかねみたいなことを申し上げて、自民党の中でも議論をされていて、よくマスコミでは取り上げられるのですけれども、実は議論する人も少数で、自民党の会合の傍聴に行っても議論する人たちはいつも何かみんな同じ、なかなか広まっていけないよねと、もうちょっと周りの先生方に声かけて出てくるように言ってくださいとか、ちょっとこの辺の広がりが無いのも問題だと言っていたみたいなので、なかなかそういうふう実際に波及していかないということで、道州制、道州制と持ち上げるのですけれども、なかなか中身が煮詰まっていけない部分があります。それが道州制の動きというところになりますけれども、これらのビジョン等でまとめたもの、ちょっと時間が押してきましたけれども、済みません、細かいところは省略しますけれども、個別の事項は省略しますけれども、道州制ビジョン懇談会ということで今年の春に行われています。

あと、ちょっと特定の党の話となってしまうと恐縮ですが、自民党の道州制推進本部で今年の夏にまとめた中間報告というのがあります。限りなく連邦制に近い道州制ということで打ち出して、政府のほうでは出した地域主権型道州制ということを出しているわけです。今後の進め方、これは政府のビジョン懇談会の中のまとめですけれども、一応来年までに懇談会として最終的に取りまとめる。政府として道州制ビジョンを策定して、それを受

けて道州制基本法をつくる、しばらくして移行期間を設けた上で完全移行ということをする。あと、政府与党の中では、自民党、公明党さんは今の道州制ビジョン懇談会というのは、道州制担当大臣のもとの機関なのですけれども、それを総理の諮問機関、内閣直轄の機関に格上げして、その中で、自治大臣のもとではなくて政府全体で取り組むべき、検討をしようという案ですけれども、その合意が実際に立法化された機関になっているという状況でございます。それは政府レベルだったのですけれども、道州制、道州制という声が非常に高く、橋下知事とかを中心に道州制導入しろと、それを政権公約に位置づけてくれという声が強かったのですけれども、ここのところ道州制の話が盛り上がってきました。自民党は道州制基本法を速やかにつくる、そこから6年、8年計画を持った上で道州制を導入するというふうなことを打ち出しました。

きのうの報道とかだと自公では3年以内に道州制法案を制定するというのを打ち出しているとうたっていて、にわかに活気づいてきた。私も政府なり、あるいはビジョン懇談会の中でも一部の人がかなと思っただけですけれども、外圧もあつたりというところもあるのですけれども、にわかに盛り上がっている。民主党のほうも今までは300自治体、先ほど話ありました300自治体とあと国というふうに二層制ということを最終的には描いたわけなのですけれども、300自治体という数字をなくしたということの中で、道州制についても検討するというふうなことがマニフェストに盛り込まれましたので、この本当に二、三カ月の間、道州制の動きがかなり、少なくとも政治レベルから実施という計画になってきてピッチが上がってきているような感じがします。ただ、そういう形で機運は盛り上がってきつつあるのですけれども、道州制というのは非常に大きな改革です。単なる分権改革ではない。しかも、単なる国から地方に移すだけではない。道州制にするということになると、国の仕事の配分も地方に移りますし、そうすると国の中央制度の行政機関というのは今のままでいいのかどうかという形で変えていかなくてははいけない。道州をどう仕組むか、ある一般の県の部分を道州に集めるのか、県の部分に集めてもさらに国から幾つか持って道州にすればいいという、そういうふうな格好になって、道州になると今まで県がやってきた部分、その部分についてもそれを全部持ったのが道州というわけにはいかないの、県がやってきた部分についてはもっとおろさなくてははいけない。基礎自治体レベルにやってもらうという話もあって、そうすると今度は基礎自治体が今の規模でいいのかとか、そういう議論をしていくということになってくるので、単なる一つの改革ということではなくて、国全体の方向というものが、あるいは国、地方の本当に抜本的な関係変更を迫るところがありまして、本当にすべての行政分野、すべての本質にかかわる改革というところがありますので、果たして数年で済むのか、道州制というのはやっぱりこれはもう世代を越える議論、一世代、二世代、我々が目の黒いうちに本当にできるのか、そのぐらいのものであって、本当に大きな改革なのでなかなか、年限を切ることができるのか、そういうものでもないし、本当に国民に浸透しないと広がっていかないというか、進んでいかない。そういう意味では腹を据えてある程度長期のスパンで取り組まなくては無理なのではないかということを考えていたので、

そういうふうに向き外に言ってきたのですけれども、そういうものなのですね。なかなか政
党の機運は盛り上がりつつあるのですけれども、本当にどうなっていくか。

アンケート調査なんかとってもなかなか道州と言っても、道州制という言葉は知ってい
る、しかしそれによってどうなっていくかという場合、都道府県はなくなっていくというみ
たいなこともあって、どういうふうに転がっていくかというのは正直まだ見通せないとい
う状況だと思います。本当にやるとしたら、ガラガラポン、それこそ本当に明治維新のとき
の改革みたいな世界になりますので、ある程度期間を持って、しかも政治的な意思決定がき
ちとあって、それに基づいて官僚機構ともしっかりとその後の政治の意思決定に従って
やるのだという認識を共有できて、しかも地方の場でもきちと受け入れる覚悟を持って
いるというふうに、そういう機運醸成というのが高まってこない、なかなか歯車も回って
いかないと、こういうこともありますので、ここは本当にどう転がっていくかというのがし
ばらく目が離せないかもしれません。なかなか本当に今後どうしていくのか、詰めれば詰め
るほど、個別の問題点を挙げていけば挙げていくほど難しさは募るという課題だと思っ
ています。

済みません、時間が大分来てしまったのですが、ここまで地域活性化のうち幾つか、いわ
ゆる過疎の話、過疎地域、過疎、この対策をどうするのか。過疎地域の人口動向と書いてい
ますけれども、過疎地域の人口動向、これも経済成長等々かなり絡んでいること、しばらく
は減ってはいるのですけれども、よかつたんですけれども、また最近減り方が激しくなっ
てきている。これ社会減だけではなく自然減もかなり出てきたということがあるのですけれ
ども、今後というか、推計値ですけれども、どんどん、どんどん減少ペースに入り出して
いる。これは日本全体も減少していくということやむを得ないところもあるのですけれど
も、その中の過疎地域がさらに数量的にみると非常に苦しい状況を迎えるという話です。過疎
対策については、いろいろ問題があって、法律をつくって、40年代がこういうふうなこと
ですが、これが来年の春、来年の3月いっぱい期限が来る。その後どうしていくのかとい
うことがありまして、過疎地域がまだまだ期限もあるし、大分厳しい状況が続くので、引き
続き対策を講じてほしいということは言われています。

これちょっと、これも特定の話で恐縮なのですが、今までの経緯で過疎の問題については
自民党が中心になってやってきたということ、自民党の中で過疎対策特別委員会、うちの県
から出ている玉沢先生が委員長になられていましたが、また先月、7月の初めにまとめた基
本的な考え方について、新しい法律制定の基本的な考え方について、今後引き続き必要な過
疎地域というのは新たな対策が必要だ、過疎地域は非常にいまだに苦しい、ただ国民全体、
過疎地域だけではなくて、身内のそういった環境ですね、そういうことも当然というふうな
意味で、国民全体の生活や社会経済情勢を支えている、そういう意見をうたった上に引き続
き必要だということを書いております。要はハードの部分では今まで延長のようなところ
があるのですが、今後そのソフトの事業、経常的なものについて強化が必要なのではないか
ということを書いています。地域指定の件、これ一番関心があったこと、地域指定の要件に

については、分権当局の中、実態として支援する地域は該当することが要件、特徴、人口等を踏まえて考えましょうということになった。過疎法については、こういうことを受けて自民党のほうは臨時国会に出したいということを行っています、今の政治、正直臨時国会は無理なのではないかなというふうに思っています。毎回毎回の過疎法がこれまで改正のぎりぎり前、直前に議員立法でやるというパターンでやってきましたので、現実的には来年の3月なり2月なりにこうしたことで年度末なりに延長の手続きをする。過疎法については基本的に、これまでも全会一致ということに来ていますし、政党間でそう大きな違いはない。やっぱり過疎対策の必要性ということについては認識は一致していますので、紆余曲折はあろうかと思いますが、新しい法律は今後できるということは間違いはないのか、そういうことになっていくのではないかなと思っています。ある意味滞留化、言い方は悪いのですけれども、前の過疎法を制定した直後しばらくして小泉内閣になりましたね。小泉内閣の中でも結構実は過疎とか地方にいっぱい金を注ぎ込むみたいな議論が結構一時期盛り上がったことがあって、そもそも都会の人にも過疎地域とか支援するのは、もういいかげんにしてくれみたいな議論なり、そういう風潮が出てきた。あのころ切れるか、切っていたらもしかしたら過疎法ってどうなったのだろうかというふうな議論も多いのですけれども、今ちょっとまた局面が変わってきて、やっぱり地域の状況なり地域の活性化なり、今のままでいいのだろうか、地方の疲弊というのはこのままにしておいていいのか、こういう議論が息を吹き返してきましたので、過疎法について今後進めていくのだろうと思います。

難しいのは、今までも法律というのはある程度国全体まだまだ人口が伸びていない、まだまだ今の全国レベルでお金は当然として回っていかない。そういう中で過疎地域や条件不利地域にいかにお金を回すかということですね。その中で手厚くするかという議論があったのですけれども、今後は住民単位、あるいはその先を見通して国全体が人口が減ってくる、これはもう都心部も含めてどんどん人口が減っていきます。財政的にも非常に制約が強いという中で過疎地域にどこまで手を差し伸べられるか、そういう余力がなくなってきている中で、過疎地域についてどこまでもきめ細かい対応策をとっていけるか、その部分がこれまで以上に難しいという部分が考えられるのではないかな。あと、細かい部分では先ほど申しましたけれど、ハードが今まで議論の中で延長線上にあるのですけれど、ソフトの部分について、なかなかハードって箱物はあるけれど、一段落したので今度はこのソフトをなんとかしてほしい。ここにあるように生活、足の確保とか、医療の話とか、あとつくってしまった箱物のランニングの問題だとか、そういうところあるので、この部分を何とかしてほしい。部分的に過疎債要らないとか、こういうことが課題になっていくかと思っています。これはまたきちんと整理していろんな枠組みを議論するものではないかと思っています。

その後の地域活性化の話で幾つか申し上げますと、これは前の大臣ですけれども、総務省が地域力創造プランということで、総務省としての地域活性化をまだやってるところです。今総務省の中で取り上げて一生懸命やっているのは定住自立圏構想というふうなものです。総務省の中でやったのですけれども、それをちょっと政府全体と格上げして今一生懸

命やっていますということです。

これは、次を見ていただければいいかな。それぞれの市町村ごとに地域の活性化を図っていくのは限界があるとか、全部そのいろんな機能を地域の活性化なり地域振興に必要な機能というものを、それぞれの市町村ごとに整備していくということには限界があるということで、中心市と周辺市町村が手を携え合ってそれぞれ機能をうまく分担し合って、それぞれの機能を相互に融通し合う、そういう仕組みをつくり上げて相互に話し合って、それに基づいて今やっけていきましょう、生活費の特別資金を確保して、連携によってうまく回していきましょうということです。中心市というのは人口5万人以上、少なくとも4万人は欲しいというので、昼間人口比率もある程度人が集まってくるということで、人口の割合が昼間人口比率が1以上として、中心市がこの辺にとまれというようなことで制限をして、それに周辺市町村が乗ってくる。その中で協定をつくって、その協定に基づいていろいろ役割分担をして、連携で効果が出てくるということになります。これちょっと今までと肌合いを異にするということですね。それぞれ相互の連携だとか、それぞれ地域、地域の話し合いによってやっけていましょうということですからこういう話にしたわけです。これまではこういう行政の話し合いというのは、行政の機能を中心にとということだったのですけれど、これはもう都市の生活機能ということで、医療とか交通とか、あるいはそういう商業、購買機能とか、そういう民間の機能をひっくるめて役割分担ということをやっています。これは民間の機能を含めて役割分担という、行政がどこまで仕切れるかとか、そういう問題があつて、ちょっとこれからどう転がっていくかという非常に見えなところがあります。しかも、この協定というのは法律的な根拠はなく、行政協定の中でこの役割分担をしましようという段階にとどまっていますので、いかほどの実績や効果があるのか、それで民間の機能を仕切れるのかということがございます。結局そういうツールが必ずしも整っていないという部分がありまして、果たして今、いろいろやっけていますのですけれど、うまく進んでいくのかということがあります。なかなか政府全体取り組みして、いろいろ各省連携してということになると、支援措置をずっと眺めると、各省庁が持っている補助金について一定程度配慮とか優先的に配分とか、そういう運用の話にとどまっています、余り現実論というか、実際に目に見える効果というのは薄いという指摘もありまして、実際どうなっていくのかというところがございます。今余力をつくって中心市にこれでどこの市町村が窮乏しているか、またどうですかということは働きかけているのですが、これがそのままちょっと回っていくかどうかということとはわかりません。要件だけからいけば中心市に該当するのですが、ちょっとどうかというところで、個別の説明は省略しますが、ある意味、なかなか合併やっけていったのですが、合併が整っていない。ただ、今後その状況が苦しくなっていく中で、合併にかわるものとして、合併までいかないのですが、地域、地域がそれぞれ手を携え合ってやる仕組み、そういういろんな仕組みを設けようということ、今そういうことだという基礎自治体のことを申し上げましたが、その一環として制度的なものではないのですが、もうちょっとハードルが低いものでやろうということですからこういう構想

をつくったのですが、ちょっとどこまで広がっていくか、様子見のところがあります。結局地方のほうからもどこまで現実にはできるのか、果たしてそれが出て何ができるみたいなところがあって、総務省も非常に苦労しているというのが現状です。

あと、地域活性化のそれ以外のことについて、集落対策について、今現在それぞれの集落かなり厳しいということで、集落に着目した支援というのをしていかななくてはいけないということで、今国のほうでいろいろやっています。特にその中で集落支援員という集落単位にいろいろそういうコーディネートするとか集落の取り組みなり、集落に入り込んでマネジメントするそういう人、集落支援員というのを設けて国から交付税で措置、支援していったら、ただちょっとこれもなかなか広がりがなくて、今後どうなるのかなということはありません。

あとは、地域おこし協力隊という、都会の若者とか、都市住民を地域に送り込もうとか、ややちょっと思いつきみたいなのところもあるので、そういうものを今やっています、これについても財政支援をしている。本年度からやり出して、いずれは毎年3,000人規模でこれから人を送り込む、都会の人もしばらく地方に行ってみたいと思うし、地方で活動してみたい、何か青年海外協力隊国内版だみたいなことを提唱した人が言っていましたが、そういうふうなものを考えようということになっています。これは地域支援協力隊と集落支援員、地域支援協力隊というのは外から来て、そこに定着して実際に活動してもらおう。集落支援員というのをそこにいて、コーディネーターにノウハウを提供する。こういうふうなことでちょっと整理をしたいと思います。

あと、地域活性化の話としてもうちちょっと解説すべきなのは子ども農山漁村交流プロジェクトという、これは農林水産省、文科省、総務省3省で連携してやっていますが、要は小学生ですね。大規模な体験交流というふうなことで地方の農山漁村に送り込むということで、今でもやっているところはやっていますけれども、これをもっと全国大々的に展開しようということなのです。役所はそれぞれの役割に応じて連携してやりましょう。いずれは小学生を120万、今小学生、1学年単位どのくらいでしょう、120万いないと思います、100万切っているかもしれませんが、だからもう1学年ばらばらに、ほとんど全員だということになるだろうと思いますけれども、ある学年、ある段階、何歳ぐらいをどこか農山漁村に行ってもらって体験してもらおう仕組み、それで地域を活性化する、あるいはそういう次代の子供たちにその農山漁村の地域、そういう過疎地域の条件不利地域に行くとか、そういうことがわかってもらえるでしょうということで、これを今考えております。これは今現在の地方を活性化しようということを次世代にきちっとわかってもらう。これからの子供はもともと都会で育って、お父さんとかも都会で生まれたとか、そういう世代がふえてくるので、こういうことをやっていこうということです。

資料は以上なのですが、地域活性化については正直言って百家争鳴状態です。いろんな施策を各省庁が、今これは総務省の施策を中心に紹介しましたが、内閣府でも地域活性化統合本部をつくっていろいろやっています。国交省、農林水産省それぞれですが、決め手

がなかなかないというのが正直なところですが、やっぱりこれから人口減少、高齢化どんどん進んでいく、地域、地域の課題というのは医療、交通の問題、どんどん悪くなっていくという中で、これぞというふうな急所を押さえる処方せんというのはなかなか出てきていないかなと。正直に言って国のレベルでできることを今模索している。その中にいろいろな手を組むところがあります。なかなか国レベルのことでやるのかなみたいなことが、ある意味国のほうは地域の協力体制の中に入っていか、そういうのをやっていく。そこはもっと地域レベルの中でやるということになるかもしれませんが、そういう中で結局自分たちがやり合わないという部分もあると、本来それぞれの市町村がやるべきことをモデル的にとは言いながら、それに首を突っ込んでやってやると。なかなかいろんなことをずっともう数十年来やってきているわけなのですけれども、なかなか地方の体制というのは難しいという状況はなかなかやっぱりできていないというところで状況は難しくなっているので、お金の面とか、そういうふうな面にも難しさが増しているというところを今やっぱり、国レベルでも言っていたのですけれども、役人的なあるいは政府の中で調整なんか出てくるものとしては、正直限界があるのかなと、もっと政治的な意思決定のもとに地域にどんどん資源の導入とか、制度的にもっとがらっと変える仕組みとか、そういうふうなのを模索していかなくてはいけないのではないだろうか。そういうところを各政党のほうにも取り次いで、地域活性化といういろんな法律も施策も含めて提言されていると思うのですけれども、そういう意思決定のもとに根本を押さえるというか、あるいはそこに刺激するような施策を打っていかないといけないのではないかなと思います。まだちょっと明確なビジョンを結んでいないところで、今後期待されるというのは考えざるを得ない。

以上、ちょっと長くなって恐縮でしたけれども、説明にかえさせていただきます。

○嵯峨耆朗委員長 大変ありがとうございました。大部にわたったのでなかなかこの時間内で理解するのは難しかったかもしれませんが、これから質疑、意見交換を行いたいと思いますが、今の説明いただいたことに対しまして、それぞれ質疑、御意見ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。

○高橋博之委員 最後の部分で今後の見通し、地域の財政運営のお話があったわけですが、百家争鳴さまさまなものが出てきている中で、なかなかこれといったものが出てこない、限界だという話もあったわけですが、その縮んでいく社会の中で当然、かつての右肩上がりの時代に行政も拡大して、まちも郊外、郊外となってきた社会問題を延ばしてきたわけですが、そういう社会の中でそれを維持しようというところにそもそも限界があって、みんなこの議論は避けているわけですが、やはり撤退のシナリオではありませんけれども、そこも見据えた議論をもう始めないと、そこから目をそむけていって10年、20年先にもう切り捨てということにならないように今からでも始めなければいけないのではないのかな。ところが、みんなこの議論から逃げてしまっているような気がするのです。当の集落を回っていると、再生しようなんていうふうに考えている集落は、僕がとりあえず見てきたところはほとんどなくて、せめて最後、尊厳ある終わり方をしたいというお話をされている方々が圧倒的

に大多数であります。その尊厳ある最後の村で終わるといのは、村おさめも見据えて、その集落の方々が肩を寄せ合って暮らせるようなグループホームを一つつくるだとか、あるいは集団移転の話も一つでありましょう。さまざまなそのシナリオを、きめ細かなシナリオを最後の集落自身が選択をするということになるのでしょうかけれども、いずれその分野に議論が入っていかないと、はっきり言ってもう集落の再生って僕はどこからそういう言葉が出てくるのか不思議でならなくて、100人子供がいたところにもう2人しかいないとか、そういうところばかりなのです。なので、その辺の議論を踏み込まなければいけないのかなと、岩手県でもというふうに思っているわけですが、その辺、部長が総務省の立場、それからこういう地域を回ってきてさまざま感じていることがあろうかと思いますが、ぜひ建前ではなくて本音で忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

○加藤地域振興部長 今までやっぱりそういうのタブーみたいなところがあったのですね。確かに地域の人もそろそろみたいな、そういう声もあるので、ぽつぽつそういうのは確かに、全部残すというか、あるいは先をどういうふうに閉じるのかということを考えなくてはいけないというのは出てきているのですね。私もタブーではあったのですが、そういうことを見据えていかななくてはいけないなと思っています。日本ではどうなのか、ヨーロッパとかでは結構その撤退のシナリオを決めてやっているとか、そういう例もあるみたいです。東ドイツなんか、統一したというようなことでまちも縮小していくとか、それをどうやってやっていくのかという、現実的にはそういうタイムスケジュールを組んでやっていく。最終的にはモニュメントを残して終わり、ということの例もあるので、これからはそういうふうなことを日本でもですね、ただ、当然そこに人が住んでいて民家があって、地域の個性というものがあってということになりますので、その尊厳というか、その部分というのはきちっと受けとめながらやらなくてはいけないと思いますので、非常にデリケートな問題だと思いますけれども、そういう議論についてもタブー視することなく考えていかななくてはならないと思います。なかなか我々は、我々というか、行政ははれものにさわるように、そこはさすがに無理だろうとやっていくわけなのですけれども、むしろ本当に議論が進んでしまって、その地域の人自体がいずれはみたいな形になってしまっている、なっているというか、実際そういうふうになっているので、その部分を単に頑張り、頑張りということではなくて、すくい上げるということも必要だと思います。そこは委員のおっしゃるとおりで、我々もその辺は先のことにもらんで、なかなかちょっと数的にこのとおりにいくかどうかはわかりませんが、研究したいと思います。

○高橋博之委員 タブーにずっとしていつて、触れずにさまざまな施策を講じながら集落の再生ということでやっていつて、最後にやっぱりかわいそうな目に遭うのは、そういう地域に暮らしておられる方々に結局はなってしまうと思うのです。県立病院の問題もそうでしたが、さまざまなその行政サービスの集約化というのは、いい悪いではなくて、避けられない流れの中で、やはりやがてそういうときが来るのであれば、早い段階からこのままいったら10年後にこういう時代になるよということを正直に説明をして、その上で、ではどう

するのかというのを中で考えていくというのが、僕はそういう集落に暮らしている方々に対する誠実な姿勢ではないのかなというふうに思うわけです。長い歳月をかけて培ってきた伝統芸能や文化、そういうものもやはり保存していかなければならないでしょうし、それから自然との際に住んでいた方々ですから、自然とうまくつき合う方法も皆さん、知恵、知識がたくさんおられる方々です。そういう方々が、やがてそのまちが縮む中で新たにその自然との境界線ができるときに、そういう方々の知恵や知識というものもとても重要になってくるのですね。なので、そういうものをなくなってから保存なんかできませんし、伝承、口伝で伝わってきたものに今からしっかり保存していくという作業も、当然岩手県の場合はこれだけ面積広くて人口減少の影響ももろに大きい地域でありますので、国の動向も見きわめながらということになるのですが、岩手県としてもぜひそういったところにタブー視せずに勇気を持って踏み込んでいくべきだというふうに思いますが、9月に私一般質問やりますので、この点について改めて部長と9月にやらせていただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 今の高橋委員に関連してですが、私は12月議会に人口減少社会の到来ということで、県の施策の展開としてどういう方向で進むのだということに対して知事は、そういうことには深く入らないで、とにかく今やっている施策を一生懸命やるということなのだけれども、要するに考えないということなのですね。そういうことだと思うです。全然そういう根幹の部分が答弁には出ませんでしたから、だから今部長が言っていることとはちょっと意を異にすると思うのですね。だから、私は具体的に高橋委員の方向とは、具体的には言いませんけど、人口が減っているという中で県はこうやって頑張れ、頑張れということをやっているけど、実際はやっぱり今の知事にしたって避けて通っている。私はそういう気がしてならない。だから、県の政策として今後どうしていくかということが、この場ではどうということはいませんが、しっかりとそこら辺を庁議でも取り上げてもらいたい。

○柳村岩見委員 少しやわらかく。今の社会で行政がこんなに頑張っていて、民間も、一般住民も一生懸命頑張っている。何で社会ってよくなるらないの。恐らくミスマッチがある。役場が絡んだり、県が絡んだりすると、まあ面倒くさくなってしまって、何でもかんでも、動かなくなってくる。いろんな事業、地域活性化事業、分権のほうはちょっとあれしておいて、地域活性化事業なんかで元気な地域に役場が企画を持ってまいります。東京から講師が来まして、いろいろその講演が終わった後けんけんがくがく議論しながら酒飲む、あいさつ、自己紹介で終わり、あとは飲む。それは飲んでる最中の話してしまうということなのだけれども、ミスマッチが大きくて、役場が絡む、県が絡むと面倒くさい、前に進まない、報告書、ちょっとした決算の内容が、これちょっとやばいなど、お祭なんかやっていますと、選挙と同じでね、戦場だから、こんなの必要、必要ないって決裁もらって、判こついてもらって、待ってられない。わあとやっちゃって、ぱつとやるわけです。そんな決算見せたら住民怒るのです。役場怒るのだよね。だから、非常にミスマッチが起きているので、私はむしろ手を差し伸べてほしい。ここはこういう部分について支援をお願いしたい、こうしたと

きに手を差し伸べる。求められるときやるという発想のほうが地域が強くなる。昔私小学校のころだったら盆踊りって10軒ぐらいの1年1回の持ち回り、部落を。煮しめ持って、みんな集まってきたり何かしてやるわけですよ。今盆踊りって自治会、町内会やるんだけど、結局体質が弱くなってくる。そこのことについて頭の中に入れておいてやらないと、我々の行政もやらないと、ただただこうだというのでいくという、要するに、住民がただただ行政に求めるということだけだと何も解決しないし、ミスマッチも今までのまま、お互いの力もつかないし、思うことは勤務中に役場職員が地域活性化、地域活性化と大声をあげてやっている。その人、地域で何もやっていない、住んでいるところで。一部だよ、約1割、2割の職員は元気いっぱい地域活動やっている。あとの8割ぐらいは、まあ地域でやらないで勤務時間中、地域活性化、強行軍振興をやるのね。というふうなことを頭に入れながら行政をやってほしいし、それから我々もそういう、ただただ行政に物を求めて、補助金頼むとなって話にししないで、人、マンパワー頼むやと、こんな話しないで、足腰をしっかりとした地域活動をしなければならない。地域活性化によって、これは感想だけ加藤部長にお願いしておきます。質問というか、言った意味としては、そんなことを頭に入れてほしいという願いでお話し申し上げました。感想を部長。

○加藤地域振興部長 まさにそのとおりというか、聞いていました。なかなか確かに、何でも求めていると依存することが出てきますし、それではいけないと思います。やっぱり地域の人にやる気になってもらわなくてはいけないということで、おっしゃるとおりだと思いますね。また役場が出てくると何でも面倒くさくなるというのはそのとおりだと思うのですが、県が出ていく、さらに国が出ていくとよりうっとうしくなるということもあるので、役人というのは何でもかんでも物をややこしくするというか、文書主義、細かくしていく、それが仕事だと思えるときもありますので、非常に町民の意思として受けとめましたので、そういう何でも与えるというか、そういうふうな目線ではいけなくて、どの地域の人が今もやれるようにすくい取っていくかということではいけけないのではないかなと思います。それと、我々の行政マン、仕事として受けとめてしまっているのですけれど、もともと地域活性化というのはその活動次第で、なかなか遊離してしまっていて、あなたたちやる人、私たち見ている人みたいになってもいけないので、しかも当事者意識が、当事者意識というか実際に動く人の意識がずれてしまっているということだと思いますので、それはちゃんと地域、地域に自分たちも生きているのだということで、それを理解するというか、そこに携わるというふうな、そういう視点も重要かと思います。要は、部内の研修等でもそういう視点が重要だということを、地域に思いを持ってというふうなことを私からも言ってますし、職員の中でそういう動きありますけれども、その辺もしっかり今の御意見を踏まえてやりたいと思います。

○菅原一敏委員 ちょっと個別具体的な事項になりますけれども、二つお聞きしたいのですが、一つは合併についてなのですが、旧法、新法、2回の合併の推進策によりまして3,300あった自治体が1,800くらいになっているわけですが、今残っている自治体は、さまざまな

事情あるかと思うのですが、条件不利地域が多いのですね。そこで、一つ県境の合併について考え方をお尋ねしたいのですが、合併したくても相手がないというような事態があったとしますね。これは道州制が実現をされれば、これはそう問題なく進むであろうというふうに思うのですが、県境があればやっぱり理論的には両県の議会の議決があればできるということにはなっているのですが、実際はなかなか、さまざまなやっぱり問題が出てきますので進まないという状況にあるわけですが、これを何か道州制の実現を待たずに、何か特例的な考え方で推進する方策があるのかなのか、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、過疎対策と並行して今辺地対策も行われているわけなのです。そのまま要件、指定条件等は異なるわけですが、末端の市町村から見れば過疎にしる辺地にしろ、いわゆる過疎対策、地域活性化対策には変わりはないわけなのですが、この辺の整備といいますか、新しい過疎対策にあわせて辺地のほうも少し要件の見直し、あるいは中身の支援策の見直し、辺地についても公共施設の整備中心ですからソフト的な面は入っていないわけですから、その辺も含めた過疎とあわせた辺地対策の見直しについて、これはどういうふうに考えられているのか、個人的な見解でも結構ですからお聞きをしたいというふうに思います。

○加藤地域振興部長 県境地域の合併ですね。今一応手続はあるのですけれども、全国でも一つしかない。長野県と岐阜県に。その辺がスムーズに進むのかということだと思のですが、今の考え方ですね、市町村の合併はあるのですけれども、当然市町村はどこかの県に属するということで、県の方も結局なくなってしまうというか、変わっていくというようなことなので、であれば県がそこにいろいろ未来もある、投下してきた資本もある、当然住民もいる、一応きちっと県の意思も反映させなくてはというような考え方。今の法律の仕組みだとか、そういうふうにかかってくる部分については、ちゃんとやっぱりその地域、地域の住民の意見を反映させるために町村の段階なり、あるいはその中で議会の議決も経ないとオーソライズできないだろうと思います、この話は。こういうふうな仕切りになっています。結構その考え方はすべてのその仕組みとかにわたってできている話なので、正直それを円滑にさせるというのは非常に難しいという面があるかと思えます。どういうふうにやったらいいのか、その地域、地域のこれは住民の意思というか、その地域の自己決定を踏まえて決めるのだというふうなことに建前上はなっていると思うのですけれども、そのために法制上の仕組みも設けられていると思うので、仮にだから直すとしてもその地域の自己決定というか、それにたぐいするというか、そういうふうにみなせる仕掛けというのはどこかである。そこの部分をどうアレンジしていくかということかと思えます。基本的には、その地域で機運が盛り上がり県なりに諮れば、県のほうでもその地域の人がもうこっちに来たいのであればということで尊重するだろうということで、余り正直総務省の中でもそういう問題意識乏しいですね。そこそんなに出てきているのかと。出てきて、もし本当にその地域とあるいはそれを含む県議会なり県の意思というのは、分裂したときにはそれ

をどうするかというふうなところが出てくるかもしれないけれど、まだなかなかそこまでになっていない。岐阜の例ですが、知事の意向もあって、そういうふうなところなのでちょっとまだ問題意識として踏み出して受けとめない。出てくれば、もちろん本当にそこであれになって、いや、おれは出ていく、いや、だめだとかというふうなことになるれば、それは不幸な状態なので、それをどう解消するかとか、一つその意思の違いを調整するための仕組みとかというのを考えなくてはいけないと思うのですが、その際も県としての意思なり県のいるということは、それを部分としての、その地域ということであればそれだけ県全体としても自制できるのかとか、それはちょっと議論につくさないといけないと思いますので難しいなという感じ、ただ、問題意識がない、ただいろいろ出てくればそれをすくい取ってそういう状態に仮に、そういう状況の中でここにとどまらなくてはいけないとか、あっちどうまくいかないとか、そういう状況というのはずっと続いてしまっても不幸なことなので、そこを考えていかなければならないと思います。ちょっとまだ今そこまでしかお答えができません。

辺地対策については、これ過疎対策というのはなぜか10年スパンなのですね。10年スパンで必ず見直しがある、そのときに議論されるのですけれども、過疎、辺地と言って似たようなハード、整備については似たような仕組みなのですからけれども、辺地というのは時限法上ないのです。余り議論されないまま来てしまっているのです。実はハード決めたら辺地のほうが厚みあるのです、措置の。要件の見直しの中、私もしばらく前に辺地の内容を見たことあるのですが、余り改正もほとんどないまま来ているところもあるのです。確かに見て古いなど、古いというか、ちょっと今の時代に即した内容になっていない部分があるなどというふうに感じたことがあります。本来的に過疎、辺地というのは、ただ実際細かい要件とか、政令とか、省令とかに落ちているので、国も省庁内もそれを受けとめて直す気になればすぐ直せるところもあるので、もっと辺地、地域から要望が出てくる必要があるのかもしれないですね。過疎については本当にその機会が到来するのでわかるのですけれども、辺地については何か余り、むしろ辺地の地とかというところとむしろコンバインとかで刈り取られたのではないかみたいなどころもあって、みんなおとなしくしているようなところもあるので、もっとこういうふうな時代に即した施設要件とか、施設から何キロとか、そういう要件が細々ですが、その要件とかも多分今の時代に合わなくなっている部分もありますので、その辺のところをちゃんと取り入れてやっていく必要があると思いますので、今後ちょっとその辺、今の立場で研究してみたいと思いますので、どうぞ市町村のほうからも情報を入れていただければと思います。

○嵯峨壱朗委員長 よろしいでしょうか。では、きょうはなかなか難しい問題でしたので、先ほど行政力から政治力みたいな話が若干締めとしてあったのですけれども、そういった時代なのかなど。いずれこれは今解決する問題ではないので、今後また勉強させていただきたいと思っております。きょうは大変どうもありがとうございました。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○嵯峨耆朗委員長 本日の調査はこれをもって終了したいと思います。加藤部長、御退席いただき結構でございますので、ありがとうございます。また、御多忙なところ大変どうもありがとうございます。

(「御苦労さまでした」「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○嵯峨耆朗委員長 きょうは、本当は懇談会をする予定でしたけれども、諸般の事情で延期になりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。心の準備を。

(「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○嵯峨耆朗委員長 委員の皆様には、次回の委員会運営等についての御相談がありますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○嵯峨耆朗委員長 それでは、再会いたします。

次に、9月2日に予定されております次回の当委員会の調査事項についてであります。この件につきまして当職に御一任いただいておりますが、現在調整中でありまして、固まり次第後日連絡させていただきたいと思ひます。

ということでありまして、その他というの何かありますか。

○柳村岩見委員 異議あるかないか聞いてよ。

○嵯峨耆朗委員長 御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。その他についてでありますけれども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嵯峨耆朗委員長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変どうもありがとうございました。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)